

平成29年かすみがうら市議会第2回臨時会

市長提出議案集

平成29年2月7日提出

かすみがうら市

目 次

1. 議案第 2 号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	1~2
(参考資料)		
○付議事件(条例)条文新旧対照表	3~4
・かすみがうら市手数料条例新旧対照表	(3~4)

議案第 2 号

かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 2 月 7 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例

かすみがうら市手数料条例（平成 17 年かすみがうら市条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中開発行為（建築等）に関する証明手数料の項の次に次のように加える。

火薬類譲渡許可申請手数料		1 件	1, 200
火薬類 譲受許 可申請 手数料	(1) 火工品のみの譲受けに係るもの	1 件	2, 400
	(2) (1) 以外の譲受けにあつて次に掲げる額		
	ア 申請に係る火薬類（火工品を除く。）の 数量が 25 キログラム以下の譲受けに係る もの	1 件	3, 500
	イ ア以外の譲受けに係るもの	1 件	6, 900
火薬類消費許可申請手数料		1 件	7, 900

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(参考資料)

付議事件（条例）条文新旧対照表（新規制定条例及び廃止条例は除く。）

かすみがうら市手数料条例 新旧対照表

改正前				改正後			
別表第1(第2条関係)				別表第1(第2条関係)			
区分	手数料の種類	単位	金額(円)	区分	手数料の種類	単位	金額(円)
	開発行為(建築等)に関する証明手数料	1件	400		開発行為(建築等)に関する証明手数料	1件	400
	その他の証明	1件	300		火薬類譲渡許可申請手数料	1件	1,200
				火薬類譲受許可申請手数料	(1) 火工品のみ の譲受けに係るもの	1件	2,400
					(2) (1)以外の譲受けにあって次に掲げる額		
					ア 申請に係る火薬類(火工品を除く。)の数量が25キログラム以下の譲受けに係るもの	1件	3,500
					イ ア以外の譲受けに係るもの	1件	6,900
					火薬類消費許可申請手数料	1件	7,900

	数料		
	その他の証明	1件	300
	附 則 <u>この条例は、平成29年4月1日から施行する。</u>		